【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月２日
【会社名】	窪田製薬ホールディングス株式会社
【英訳名】	Kubota Pharmaceutical Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長、社長兼最高経営責任者　　窪田　良
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目15番37号
【電話番号】	03-6550-8928
【事務連絡者氏名】	管理本部長　　多田　卓弘
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目15番37号
【電話番号】	03-6550-8928
【事務連絡者氏名】	管理本部長　　多田　卓弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（第41回新株予約権証券） その他の者に対する割当　1,600,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,201,600,000円 （第42回新株予約権証券） その他の者に対する割当　200,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,200,200,000円 （注）　行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年10月23日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に誤り及び記載漏れがありましたので、これを訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部　証券情報
第１　募集要項
２　新規発行新株予約権証券（第42回新株予約権証券）
(2) 新株予約権の内容等

3【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

２【新規発行新株予約権証券（第42回新株予約権証券）】

（２）【新株予約権の内容等】

（訂正前）

（省略）

新株予約権の行使時の払込金額	１．第42回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第42回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 ２．第42回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、本「２　新規発行新株予約権証券（第42回新株予約権証券）」において「行使価額」という。）は、60円とする。 ３．行使価額の調整 当社は、第42回新株予約権の割当日後、次の各事由が生じる場合、行使価額は次に定めるところにより調整される（但し、次に定める方法で行使価額の調整を行うことが不合理な場合を除き、かかる場合には、当社は合理的な調整を行うものとする。）。 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合又は当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に対して当社普通株式を交付する場合、無償割当てによる場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）において、当社普通株式の新たな交付における払込金額が、本号①において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回るとき、行使価額は当該払込金額と同額に調整される。 本号①に該当する場合、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるもの（以下「取得請求権付株式」という。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（以下「新株予約権等」という。）を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、第42回新株予約権の割当日にEVO FUNDに対して第41回新株予約権を発行する場合を除く。）において、当該取得請求権付株式に係る取得請求権又は当該新株予約権等を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式１株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の金額が、本号②において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回るとき、行使価額は当該取得価額等と同額に調整される。 本号②に該当する場合、調整後行使価額は、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合において、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の払込金額の総額を交付される当社普通株式の総数で除して得られる金額が、本号㉖において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該金額と同額に調整される。 本号③に該当する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	本号①及び②の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第42回新株予約権を行使した第42回新株予約権に係る新株予約権者（以下「第42回新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。 株式数 ＝ 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数 （調整前行使価額－調整後行使価額）× 調整後行使価額 この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 0.01円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。 本項第(1)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式分割、株式無償割当、株式併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第42回新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 当社は、本項第(1)号に定める行使価額の調整に関する規定の適用対象となる当社普通株式、取得請求権付株式、新株予約権等の発行又は交付等（以下「当該対象発行等」という。）を行う場合には、当該対象発行等に係る取締役会決議に先立ち、監査等委員会から、当該対象発行等に伴い本項第(1)号に定める行使価額の調整に関する規定を適用することの必要性及び相当性について意見を取得するものとし、当社監査等委員会の全会一致による賛成の意見が得られない場合には、当該対象発行等の実施に先立ち、かつ、当該対象発行等に伴う調整後行使価額の適用開始日より前にその効力が発生するように、取締役会の決議により、当該対象発行等を本項第(1)号に定める行使価額の調整に関する規定の適用対象外とする旨の第42回新株予約権の発行要項の変更を行うものとする。

（省略）

（訂正後）

（省略）

新株予約権の行使時の払込金額	**１．第42回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額** **各第42回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。** **２．第42回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、本「２　新規発行新株予約権証券（第42回新株予約権証券）」において「行使価額」という。）は、60円とする。** **３．行使価額の調整** **(1) 当社は、第42回新株予約権の割当日後、次の各事由が生じる場合、行使価額は次に定めるところにより調整される（但し、次に定める方法で行使価額の調整を行うことが不合理な場合を除き、かかる場合には、当社は合理的な調整を行うものとする。）。** **① 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合又は当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に対して当社普通株式を交付する場合、無償割当てによる場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）において、当社普通株式の新たな交付における払込金額が、本号①において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回るとき、行使価額は当該払込金額と同額に調整される。** **本号①に該当する場合、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。** **② 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるもの（以下「取得請求権付株式」という。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（以下「新株予約権等」という。）を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合、第42回新株予約権の割当日にEVO FUNDに対して第41回新株予約権を発行する場合を除く。）において、当該取得請求権付株式に係る取得請求権又は当該新株予約権等を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式１株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の金額が、本号②において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回るとき、行使価額は当該取得価額等と同額に調整される。** **本号②に該当する場合、調整後行使価額は、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。** **③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合において、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の払込金額の総額を交付される当社普通株式の総数で除して得られる金額が、本号[27/82]において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該金額と同額に調整される。** **本号③に該当する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。**

	④ 本号①及び②の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第42回新株予約権を行使した第42回新株予約権に係る新株予約権者（以下「第42回新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。 $\text{株式数} = \dfrac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (2) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 (3) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 ① 0.01円未満の端数を四捨五入する。 ② 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。 (4) 本項第(1)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 ① 株式分割、株式無償割当、株式併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 (5) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第42回新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。 (6) 当社は、本項第(1)号に定める行使価額の調整に関する規定の適用対象となる当社普通株式、取得請求権付株式、新株予約権等の発行又は交付等（以下「当該対象発行等」という。）を行う場合には、当該対象発行等に係る取締役会決議に先立ち、監査等委員会から、当該対象発行等に伴い本項第(1)号に定める行使価額の調整に関する規定を適用することの必要性及び相当性について意見を取得するものとし、当社監査等委員会の全会一致による賛成の意見が得られない場合には、当該対象発行等の実施に先立ち、かつ、当該対象発行等に伴う調整後行使価額の適用開始日より前にその効力が発生するように、取締役会の決議により、当該対象発行等を本項第(1)号に定める行使価額の調整に関する規定の適用対象外とする旨の第42回新株予約権の発行要項の変更を行うものとする。

（省略）